



県外高校用

教材費等給付金（鳥取県高校生等奨学給付金）

家計急変世帯

対象世帯：基準日において次の1～4すべてに該当する世帯

※基準日に休学している生徒は対象外です。

年額の基準日：令和8年7月1日、随時申請の基準日：申請日の翌月1日

- 1 家計急変の影響により、保護者等全員の「道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が182,500円未満」に相当すると認められる世帯
- 2 親権者、未成年後見人等の保護者が鳥取県内に在住
- 3 高等学校等就学支援金（学び直し支援金を含む）等の受給資格者
- 4 生徒について児童福祉法による見学旅行費または特別育成費を受給していないこと

※特別支援学校高等部生徒、児童入所施設入所生徒（母子生活支援施設を除く）、里親に養育されている生徒及び過去に高等学校等を卒業又は修了した者は教材費等給付金の対象外です。

給付額

世帯区分	非課税世帯相当		所得割合算額 105,500円未満相当		所得割合算額 182,500円未満相当	
	国公立	私立	国公立	私立	国公立	私立
【全日制・定時制】	143,700円	152,000円	47,900円	50,670円	35,930円	38,000円
【通信制】	50,500円	52,100円	16,830円	17,370円	12,630円	13,030円

※令和8年7月2日以降に家計が急変した場合、上記の給付額を基に申請のあった翌月以降の月数に応じて算定した額を給付します。

所得割額とは？

所得課税証明書には、「年税額」の欄のほかに、「所得割額」と「均等割額」の欄があります。保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額により家計急変世帯に相当するか判断します。

※「均等割額」に課税額があっても、「所得割額」の欄が「0」になっていれば、家計急変分ではなく通常分の申請が可能です。

申請者（保護者等）について

次の1～4の順で申請できます。

- 1 親権者（児童相談所長、児童福祉施設長を除く）
- 2 未成年後見人（法人又は財産の権限のみを行使する者を除く）
- 3 主たる生計維持者
- 4 生徒本人

※ひとり親家庭の場合、親権を持つ方が優先です。親権はないが生徒を養育している方は御相談ください。

I 申請手続き

申請の方法は原則「電子申請」です。

※電子申請がどうしても難しい方は育英奨学室(0857-26-7541)へ御連絡ください。

<教材費等給付金 HP>
～家計急変～



下記の必要書類を揃えた上で、こちらの QR コードから申請してください。

【必要書類】

- ・振込先の口座情報がわかるもの(振込口座の通帳またはキャッシュカード等)
～以下、画像データが必要～
 - ・在学証明書(様式第4号)
 - ・対象となる高校生等の住民票
 - ・家計急変の発生事由を証明する書類
(例:離職票、雇用保険受給資格者証、廃業等届出、会社作成の給与見込、
直近の給与明細3か月分、収支見込内訳書(自営業の場合)等)
 - ・令和8年度(令和7年分)所得課税証明書
- ※高等学校等就学支援金の認定状況、家計急変の発生事由によっては追加で書類を求める場合があります。

※対象となる高校生等が日本国以外の国籍であり、特別永住者の場合は対象となる高校生等の住民票の代わりに「特別永住者証明書」を添付することができます。対象となる高校生等が日本国以外の国籍であり、特別永住者以外の場合は、対象となる高校生等の住民票の代わりに「在留カード」を添付することができます。

※高等学校等就学支援金の認定状況によっては追加で書類を求める場合があります。

※所得課税証明書は父母がいる世帯は父母2名分、ひとり親家庭の場合は親権者1名分が必要です。父母と同居する祖父母の分は不要です。

※県外市町村が発行する所得課税証明書で申請される場合、基準日時点で保護者が鳥取県居住であることがわかる住民票の写しが必要です。

【申請期間】

令和8年7月1日までに急変した場合：令和8年7月21日(火)～令和8年8月21日(金)

令和8年7月2日以降に急変した場合：家計急変事由発生日～令和8年12月31日(木)

2 問合せ先

鳥取県教育委員会 人権教育課 育英奨学室

電 話：0857-26-7541

メール：jinkenkyouiku@pref.tottori.lg.jp